

つがる西北五広域連合事務局職員服務規程

令和 2 年 3 月 1 1 日
訓 令 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるものを除くほか、つがる西北五広域連合組織規則（平成 1 1 年つがる西北五広域連合規則第 2 号）第 2 条に規定する事務局の職員（以下「事務局職員」という。）の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 事務局職員の服務については、五所川原市職員服務規程（平成 1 7 年五所川原市訓令第 1 4 号）の規定を準用する。この場合において、五所川原市職員服務規程第 4 条第 1 項中「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分」とあるのは「午前 8 時 1 5 分から午後 5 時」と、同規程第 1 0 条中「出勤したときは、直ちに出勤簿（様式第 9 号）に押印し、又は自署しなければならない。」を「出勤し、及び退庁したときは、自ら自動式時間記録機により出勤時間及び退庁時間を記録しなければならない。公務その他やむを得ない理由により自動式時間記録機に記録することができないときは、職員は速やかに所属長へ届け出なければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。